

山口県報

平成22年
7月20日
(火曜日)

目次

告示
 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（農村整備課）……………一
 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正（漁港漁場整備課）……………二
 公告
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………四
 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定（健康増進課）……………四



山口県告示第二百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、広域営農団地農道整備事業柳井大畠地区立岩トンネル建設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 広域営農団地農道整備事業柳井大畠地区立岩トンネル建設工事
- (一) 工事場所 柳井市遠崎字立岩から同市遠崎字藤松までの間
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	一〇三メートル	八・〇メートル（車道五・五メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十二年七月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
- 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県柳井農林事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年七月二十日から同年八月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年八月二十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井農林事務所（電話〇八二〇―二五―三二九〇）にすること。

山口県告示第二百七十四号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

二十四の三 山口県山口南沿岸光漁港海岸松原地区海岸に関する部分を次のように改める。

二十四の三

- (一) 海岸の名称
山口県山口南沿岸光漁港海岸松原地区海岸
- (二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六の各点を順次結んだ線及び基点二六、補助点二六の一、二四の一、二二の一、一八の一、一七の一、一六の一、一五の一、一四の一、一三の一、一二の一、一一の一、一〇の一、九の一、九の二、八の二、七の二、五の二、三の二、一の二、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 光市室積六丁目四〇一五番地の二二地先の標^{びょう}鉄^{てつ}の位置（北緯三

三度五五分四〇・二六九秒東経一三一度五七分五二・八二二秒）

二 基点一から八八度五〇分三三秒一〇七・〇メートルの点

三 基点二から三六度三二分〇六秒九三・〇メートルの点

四 基点三から七六度五〇分四一秒六八・〇メートルの点

五 基点四から八四度五五分三秒一八六・〇メートルの点

六 基点五から二〇度一二分〇五秒七九・〇メートルの点

七 基点六から七度四八分三三秒五〇・〇メートルの点

八 基点七から三五度三三分三秒一七五・〇メートルの点

九 基点八から三五度四分〇三秒一四五・〇メートルの点

一〇 基点九から三四度三三分三秒一三三・〇メートルの点

一一 基点一〇から三四度四分五〇秒二二四・〇メートルの点

一二 基点一一から三四度四分四秒三三四・〇メートルの点

一三 基点一二から三三度五四分二七秒四五五・〇メートルの点

一四 基点一三から三二度五七分三〇秒二〇一・〇メートルの点

一五 基点一四から三二度五五分三秒三二八・〇メートルの点

一六 基点一五から三二度五分五三秒九三・〇メートルの点

一七 基点一六から三一七度三分二八秒二〇五・〇メートルの点

一八 基点一七から三一一度一分四七秒一八〇・〇メートルの点

一九 基点一八から二九八度四分〇二秒一五・七メートルの点

二〇 基点一九から二三度〇四分四九秒一一・八メートルの点

二一 基点二〇から二九四度二分五〇秒四一四・一メートルの点

二二 基点二一から二〇二度五六分五五秒一一・二メートルの点

二三 基点二二から一九七度三九分五二秒二四〇・三メートルの点

二四 基点二三から一九四度五六分二九秒一五二・〇メートルの点

二五 基点二四から二八八度一分三三秒一三三・〇メートルの点

二六 基点二五から二〇〇度五九分五三秒一一・〇メートルの点

補助点

一の二 基点一から〇度〇〇分〇〇秒五〇・〇メートルの点

三の二 基点三から三五二度〇〇分〇〇秒八五・〇メートルの点

五の二 基点五から二九六度〇〇分〇〇秒一四〇・〇メートルの点

七の二 基点七から二七〇度〇〇分一一秒一四〇・〇メートルの点

八の二 基点八から二七〇度〇〇分〇六秒一四〇・〇メートルの点

九の二 基点九から二七〇度〇〇分一二秒八〇・〇メートルの点

九の二 基点九から二七〇度〇〇分一二秒一四〇・〇メートルの点

- 一〇の一 基点一〇から二七〇度〇〇分二二秒八〇・〇メートルの点
- 一一の一 基点一一から二七〇度〇〇分一七秒八〇・〇メートルの点
- 一二の一 基点一二から二七五度〇〇分〇〇秒九〇・〇メートルの点
- 一三の一 基点一三から二七五度〇〇分二〇秒九〇・〇メートルの点
- 一四の一 基点一四から二七五度〇〇分二〇秒九〇・〇メートルの点
- 一五の一 基点一五から二七四度五九分四六秒八〇・〇メートルの点
- 一六の一 基点一六から二七四度五九分五五秒八〇・〇メートルの点
- 一七の一 基点一七から二七四度五九分五八秒八〇・〇メートルの点
- 一八の一 基点一八から二八六度三二分五三秒九六・九メートルの点
- 二二の一 基点二二から一八一度一五分一八秒一七七・八メートルの点

二四の一 基点二四から一七〇度〇〇分一七秒七五・〇メートルの点
 二六の一 基点二六から一七〇度〇〇分〇〇秒九五・〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

三十四の五 山口県山口南沿岸秋穂漁港海岸大海地区海岸に関する部分を次のように改める。

三十四の五 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸秋穂漁港海岸大海地区海岸

(二) 指定区域

- 基点九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、一、二、三、四、五、六、七、八の各点を順次結んだ線及び基点八、補助点八の一、六の一、四の一、二九の一、二一の一、二〇の一、一四の一、一三の一、一二の一、一一の一、基点九の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置

基点

- 一 山口市秋穂東字久保一 一一五七番地の一の標^標の位置(北緯三四度〇一分四一・〇〇五七秒東経一三二度二七分四九・〇四一九秒)

- 二 基点一から一六度四二分三八秒二二〇メートルの点
 - 三 基点二から二六度〇五分二九秒一七一メートルの点
 - 四 基点三から三四度二六分五六秒二二二メートルの点
 - 五 基点四から四〇度一五分二五秒三八六メートルの点
 - 六 基点五から五五度〇五分二三秒三三四メートルの点
 - 七 基点六から六一度二九分二六秒二五八メートルの点
 - 八 基点七から五四度〇六分二一秒一八九メートルの点
 - 九 基点八から一七一度四三分二〇秒二、三四七メートルの点
 - 一〇 基点九から二二二度二二分二八秒一四六メートルの点
 - 一一 基点一〇から二八三度二六分一八秒二二九メートルの点
 - 一二 基点一一から三二九度五二分五四秒二四〇メートルの点
 - 一三 基点一二から二八四度五八分五〇秒一七四メートルの点
 - 一四 基点一三から二二一度五〇分一四秒一七八メートルの点
 - 一五 基点一四から二二二度四四分三〇秒一四九メートルの点
 - 一六 基点一五から二六〇度四二分四八秒九二メートルの点
 - 一七 基点一六から二八一度五〇分四四秒一八一メートルの点
 - 一八 基点一七から三五六度五九分二六秒四〇メートルの点
 - 一九 基点一八から七九度五九分三一秒一六六メートルの点
 - 二〇 基点一九から八二度四六分〇三秒四五メートルの点
 - 二一 基点二〇から三四五度三五分一九秒七〇四メートルの点
 - 二二 基点二一から二六七度一九分四三秒一八三メートルの点
 - 二三 基点二二から〇度四七分四五秒五九メートルの点
 - 二四 基点二三から八一度二分〇八秒六一メートルの点
 - 二五 基点二四から三五一度二五分五六秒四三メートルの点
 - 二六 基点二五から三〇八度五九分一四秒一三メートルの点
 - 二七 基点二六から三五八度二六分二九秒一八メートルの点
 - 二八 基点二七から一八度四八分二四秒一八メートルの点
 - 二九 基点二八から三三三度一分四九秒一五五メートルの点
 - 三〇 基点二九から三三四度三一分四〇秒五七メートルの点
 - 三一 基点三〇から二七〇度〇二分〇四秒六〇メートルの点
 - 三二 基点三一から二七三度三三分三一秒六三メートルの点
- 補助点
- 四の一 基点四から一三〇度三四分二一秒一四一メートルの点
 - 六の一 基点六から一五三度四三分四二秒八五メートルの点

- 八の一 基点八から一六四度一六分四〇秒一六二メートルの点
 - 一一の一 基点一一から四七度一三分四一秒一〇八メートルの点
 - 一二の一 基点一二から二〇度二四分五七秒六〇メートルの点
 - 一三の一 基点一三から三三四度三八分一〇秒一五一メートルの点
 - 一四の一 基点一四から三二六度二分三三秒九九メートルの点
 - 二〇の一 基点二〇から五三度二分五三秒九四メートルの点
 - 二二の一 基点二二から四八度〇五分二九秒八八メートルの点
 - 二九の一 基点二九から六四度〇五分三三秒九七メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。



(二五〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年八月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 ふるさと下関応援団
代 表 者 の 氏 名 木原 實
主たる事務所の所在地 下関市山の田東町二番三三三号
- 三 定款に記載された目的
下関が持っている本来の魅力を十二分に引き出し、下関のまちづくりを応援して頂

ける団員(メンバー)を募り応援団を形成し、歴史ある下関の史実や先人の偉業の顕彰及び伝承、下関のプロモーション活動、文化や芸術の振興、地域コミュニケーションの活性化、次世代を担うまちづくり人材の育成、地域経済の発展など多岐にわたって広く公益に寄与すること。

(二五一) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十二年七月二十日

山口県知事 二井 関 成

医 療 機 関 名 称	所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
おぐす内科・消化器科クリニック	下関市小月茶屋二丁目八番二二号	精神通院医療	平成二二、一〇、一
医療法人社団季朋会季朋会クリニック	彦島田の首町二丁目二八番八号	"	平成二二、四、"
山の田クリニック	武久町一丁目一九番三〇号	"	"
山口リハビリテーシヨン病院	山口市黒川三三八〇	"	平成二二、一〇、"
ねごころ神経内科クリニック	小郡下郷三三〇の二	"	平成二二、五、"
周南市国民健康保険鹿野診療所	周南市大字鹿野上九一〇	"	平成二二、二、"
河野内科	山陽小野田市大字厚狭六八〇の二三	"	平成二二、五、"
アカダ薬局	下関市新堀田南町一丁目一三番一〇号	"	平成二二、一、"
アカダ薬局新下関店	秋根南町一丁目二番七号	"	"
アカダ薬局羽山店	羽山町二〇番一二号	"	"
アカダ薬局安岡店	安岡本町二丁目一番二二号	"	"
アカダ薬局長府店	長府中之町二番七号	"	"

松小田薬局 番一三〇号	長府松小田本町五番一三〇号	〃	〃	〃	〃	二、	〃	〃
下関薬剤師会薬局 番二〇号	向洋町一丁目二四番二〇号	〃	〃	〃	〃	四、	〃	〃
サンキュードラッグ 綾羅木薬局 番一〇号	古屋町一丁目一番一〇号	〃	〃	〃	〃	五、	〃	〃
関門薬局 〇号	長府外浦町二番二〇号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
サンワ調剤薬局関門店 〇番七号	秋根本町二丁目一〇番七号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
すみれ薬局 〇番七号	竹崎町一丁目一五番二五号	〃	〃	〃	〃	六、	〃	〃
ニック調剤薬局下関店 番二五号	熊野町一丁目七番五号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
いちのみや熊野薬局 五号	安岡町八丁目五番二号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日本調剤下関薬局 二號	豊浦町大字吉永一七三三の五	〃	〃	〃	〃	八、	〃	〃
サルビア薬局 七	豊浦町大字小串七の七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
篠原薬局 の七	大字蒲生野六三一の	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
れんげ薬局 の	大字蒲生野六三一の	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西日本ファーマシー 号	長府中之町二番六号	〃	〃	〃	〃	九、	〃	〃
ダイヤ下関薬局 番三號	上新地町三丁目三番三號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
そうこう薬局下関店 四番六号	川中豊町七丁目一四番六号	〃	〃	〃	〃	〇、	〃	〃
パワフル薬局横野店 番三號	横野町三丁目一四番三號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ニック調剤薬局豊町店 番一〇号	川中豊町七丁目二番一〇号	〃	〃	〃	〃	一、	〃	〃
きふね薬局 一九號	貴船町二丁目三番一九號	〃	〃	〃	〃	二、	〃	〃
そうこう薬局長府店 七號	長府南之町二番二七號	〃	〃	〃	〃	二、	〃	〃
亀屋製薬合資会社亀屋薬局細江店 九號	細江町二丁目一番九號	〃	〃	〃	〃	三、	〃	〃
菜の花薬局やまのた 番三〇号	武久町一丁目一九番三〇号	〃	〃	〃	〃	四、	〃	〃
本村中央薬局 一番一號	彦島本村町四丁目一番一號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ひびき薬局 番三〇号	上新地町三丁目三番三〇号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
フォルテ薬局 七號	宇部市神原町一丁目四番七號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
あんず薬局 一三號	東藤曲二丁目五番一三號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小串薬局 一五號	東小串二丁目一番一五號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
アロマ薬局黒石店 一號	東須恵一九七六の一號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ムーン薬局 桜薬局	山口市大内矢田三四の一 鱈石町六番三七号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ほのぼの薬局 二	大内御堀九三七の二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
よしき薬局 六番五号	吉敷下東一丁目一六番五号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
わかば薬局 の一五	大内長野一五六九の一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
仁成堂薬局 八	小郡船倉町一番八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
菜のはな薬局 七	下小鯖一三三三の七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中領薬局 の六	小郡下郷三一九の六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
めばえ薬局田島店 九號	防府市大字田島一四九〇の九號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
緑町薬局 六	緑町一丁目三番一六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
オーエス中関薬局 二號	大字田島五八七の二號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
そうこう薬局下松中央店 の二三	下松市古川町三丁目五番の二三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ところだ薬局 二二號	大字西豊井七四〇二二號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
星薬局 〇、	大手町一丁目四番二二號	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有有限会社あすなるのぞみ薬局 七、	岩国市通津三七〇九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

大和屋薬局支店	元町三丁目一〇番一六号	"	"	"	"	"	"	"	セガミ薬局政所店	政所三丁目五番二七号	"	"	"	"
たかもり薬局	周東町下久原二四八の一の三	"	"	"	"	"	"	"	セガミ薬局河東店	河東町九番二二号	"	"	"	"
水西薬局	川西二丁目七番四九号	"	"	"	"	"	"	"	セガミ銀座薬局	銀座二丁目三四	"	"	"	"
岩国薬品くすり箱	今津町一丁目一〇番一七号	"	"	"	"	"	"	"	きらきら薬局	大字久米三一九九の二二	"	"	"	"
うしのや調剤薬局	牛野谷町三丁目三九番一八号	"	"	"	"	"	"	"	えきまえ薬局	有楽町二三	"	"	"	"
並木薬局	錦見六丁目一番一〇号	"	"	"	"	"	"	"	アイプラス調剤薬局	東山町二番三号	"	"	"	"
セガミ薬局光店	光市木園一丁目五番一八号	"	"	"	"	"	"	"	ウオンス周南周陽薬局	周陽一丁目一番一	"	"	"	"
日本調剤虹ヶ浜薬局	虹ヶ浜二丁目九番一六号	"	"	"	"	"	"	"	ふたば薬局	新宿通五丁目一番一三六号	"	"	"	"
浅江薬局	浅江一丁目一七番二三号	"	"	"	"	"	"	"	大信薬局徳山店	新宿通一丁目一七	"	"	"	"
みつい中央薬局	中央二丁目二番一二号	"	"	"	"	"	"	"	みつば薬局	山陽小野田市掃山二丁目三四番七号	"	"	"	"
レインボー薬局	浅江三丁目一七番二〇号	"	"	"	"	"	"	"	南小野田薬局	南竜王町一番一〇号	"	"	"	"
フラワー薬局	長門市東深川九二四の一	"	"	"	"	"	"	"	さくら薬局	大島郡周防大島町大字土居七六四の四	"	"	"	"
中央薬局	柳井市南町七丁目一番一	"	"	"	"	"	"	"	ひかる薬局平生店	熊毛郡平生町大字佐賀二二八七の三	"	"	"	"
ハート薬局沖原店	新庄一五二九の四	"	"	"	"	"	"	"	SE訪問看護ステーション太陽	宇部市東新川町一番三三	"	"	"	"
ハート薬局	中央二丁目一〇番一四号	"	"	"	"	"	"	"	周東総合病院訪問看護ステーションいちご	柳井市古開作一〇〇〇の	"	"	"	"
柳町薬局	中央二丁目一〇番一四号	"	"	"	"	"	"	"	美祢市訪問看護ステーション	美祢市秋芳町秋吉五三三	"	"	"	"
大才薬局	中央二丁目五番七	"	"	"	"	"	"	"	いい日の里訪問看護ステーション	大島郡周防大島町棕野一三三八の一	"	"	"	"
こがね町薬局	中央二丁目五番七	"	"	"	"	"	"	"	なぎさ訪問看護ステーション	熊毛郡上関町大字長島一二の一	"	"	"	"
しんえい薬局	天神一六番八号	"	"	"	"	"	"	"			"	"	"	"
ハート薬局南町店	南町六丁目一四番一	"	"	"	"	"	"	"			"	"	"	"
南町薬局	南町七丁目九番一	"	"	"	"	"	"	"			"	"	"	"
セガミ薬局太華店	周南市桜木三丁目一番二四号	"	"	"	"	"	"	"			"	"	"	"

平成二十二年七月二十日印刷
平成二十二年七月二十日発行

発行人

山口県知事